

国土動第133号
令和2年3月18日

各都道府県主管部長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて

宅地建物取引士証の記載事項（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「施行規則」という。）第14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名について、従来その氏名は戸籍上の氏名とされていたが、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）等を踏まえ、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

宅地建物取引士証の記載事項（施行規則14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、希望する者に対して、令和2年10月1日以降、別紙1のとおり取扱いとし、当該宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。

なお、上記にあわせて、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動発第3号）について、別紙2のとおり改正を行い、令和2年10月1日から施行することとする。